

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月20日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第24号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後																				
別表第1 市町村（第2条関係） 1～21 [略] 22 藤沢町	別表第1 市町村（第2条関係） 1～21 [略]																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組 織</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>町長の</td> <td rowspan="2">会計管理者 課長</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td rowspan="3">所長</td> </tr> <tr> <td>保健</td> </tr> <tr> <td>センター</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長 教育次長 課長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td rowspan="4">校長 副校長</td> </tr> <tr> <td>等</td> </tr> <tr> <td>小学</td> </tr> <tr> <td>校及び 中学校</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	議会の事務局	事務局長	町長の	会計管理者 課長	本庁	事務局	所長	保健	センター	教育委員会	教育長 教育次長 課長	事務局	校長 副校長	等	小学	校及び 中学校	農業委員会の事務局	事務局長	
組 織	職 員																				
議会の事務局	事務局長																				
町長の	会計管理者 課長																				
本庁																					
事務局	所長																				
保健																					
センター																					
教育委員会	教育長 教育次長 課長																				
事務局	校長 副校長																				
等																					
小学																					
校及び 中学校																					
農業委員会の事務局	事務局長																				
23 [略]	22 [略]																				
24 [略]	23 [略]																				
25 [略]	24 [略]																				
26 [略]	25 [略]																				
27 [略]	26 [略]																				
28 [略]	27 [略]																				
29 [略]	28 [略]																				
30 [略]	29 [略]																				
31 [略]	30 [略]																				
32 [略]	31 [略]																				
33 [略]	32 [略]																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

この規則は、平成23年9月26日から施行する。